

廃第 3 9 0 号－ 3
令和 7 年 6 月 2 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都新宿区戸山三丁目 2 1 番 6 号 磐梯興業株式会社（代表取締役 大野 和雄） （法人番号 2 0 1 1 1 0 1 0 1 7 3 7 6）
許可の番号	第 0 1 2 1 0 0 0 3 6 6 3 号 第 0 1 2 2 0 0 0 3 6 6 3 号
処分の年月日	令和 7 年 6 月 2 7 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	磐梯興業株式会社は、同社の役員であった者が役員在任中に懲役刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 3 9 1 号－ 3
令和 7 年 6 月 2 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県川口市芝中田一丁目 2 5 番 3 ウインベルデュエット 1 0 3 号室 株式会社ユウキ（代表取締役 諸岡 真由美） （法人番号 2 0 3 0 0 0 1 1 1 8 7 1 2）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 1 9 5 7 5 4 号
処分の年月日	令和 7 年 6 月 2 7 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	株式会社ユウキは、令和 7 年 3 月 5 日、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定によって埼玉県知事から産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を受けた。 同社は、同取消処分によって、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 3 9 2 号－ 3
令和 7 年 6 月 2 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	埼玉県越谷市蒲生本町 2 番 2 4 号 プリマベール 2 0 5 株式会社川口組 (代表取締役 エールユルマズ・イブラヒム・バラン) (法人番号 9 0 3 0 0 0 1 1 5 2 3 8 2)
許可の番号	第 0 1 2 0 0 2 3 4 8 9 6 号
処分の日 月 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	株式会社川口組の役員は、埼玉県知事から法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を受けた法人の同取消処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内の役員であることから、同取消処分がされたときに法第 7 条第 5 項第 4 号ホに該当した。 このことにより、株式会社川口組は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684